

# 令和7年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月31日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

## 【農業委員】

稻田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

## 【農地利用最適化推進委員】

永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小夜子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	土器 三紀夫
中津 富夫	中津 ゆみ子	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

農地利用最適化推進委員 宮田 吉人

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	中村 清人	農地調整係主事	遠目塚 墨

議題

- 報告第 9号 農地等の合意解約について
- 議案第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 30号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第 31号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第 32号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 34号 非農地証明願いについて

事務局長	<p>ただいまから、令和7年10月定例農業委員会総会を開催します。</p> <p>委員の皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼。（一同礼）</p> <p>おはようございます。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶、会務報告)</p> <p>次に、委員の出席状況を報告します。</p> <p>宮田委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。</p> <p>よって、ただいまの出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で、定足数に達しています。</p>
議長（会長）	<p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に新原委員と前原委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の議事に入ります。</p> <p>報告第9号、並びに議案第29号から議案第34号までを議題とします。</p> <p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長。</p> <p>(議案朗読)</p>
議長（会長）	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>これより報告並びに議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第9号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>

事務局	<p>それでは、報告第9号農地等の合意解約について説明します。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は16件です。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>整理番号1番及び2番ですが、耕作者変更に伴う解約です。</p> <p>続いて、3ページをご覧ください。</p> <p>整理番号14番ですが、耕作者変更に伴う解約です。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、報告第9号、整理番号3番の申出人が○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。</p> <p>○○委員の退席をお願いします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
議長（会長）	<p>それでは、報告第9号、整理番号3番について質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>○○委員の退席を解きます。</p> <p>(○○委員 着席)</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号3番を除く報告第9号について、質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第9号の質疑を終結します。</p> <p>次に、議案に入ります。</p>

	<p>議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>それでは、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転14件、権利の設定1件、計15件となります。</p> <p>説明に入る前に、資料の先ほど金額の訂正があるところについては差し替えさせていただきましたが、口頭での修正もございますので、申し訳ありません。</p> <p>それでは5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番をご覧ください。</p> <p>このページについては、既に差し替えをさせていただいていますが、譲受人、譲渡人の年齢が逆に記載していましたので、差し替えをさせていただいている。</p> <p>続いて、整理番号2番になります。</p> <p>贈与という申請であったのですが、先日売買に変更したいということで申し出がありましたので、「贈与」の記載を「売買」に修正をしています。</p> <p>売買価格については、総額○○円ということで追記をお願いします。</p> <p>差し替えをした部分で申し訳ありません。</p> <p>戻ります。</p> <p>整理番号1番ですが、受け人の住所になります。</p> <p>「○」が印刷されなかつたので、申し訳ありませんが、「○」の記入をお願いします。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。</p>
--	---

こちらは差し替えではなく、修正をお願いします。

整理番号9番、10番ですが、譲渡人は同一人物であります、職業、年齢を誤っておりましたので、修正をお願いします。

整理番号9番の譲渡人の職業を「会社員」と記載しておりますが、「公務員」に修正をお願いします。

あわせて、整理番号10番の譲渡人の年齢を「47歳」から「56歳」に修正をお願いします。

修正は以上となります。

それでは説明に入ります。

5ページをご覧ください。

申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。

それでは説明します。

整理番号1番。

畠1筆、田1筆、3, 496平米の贈与です。

整理番号2番。

田1筆、248平米の売買です。

総額○○円です。

備考欄のとおり、永田委員の掘り起こしです。

6ページをご覧ください。

整理番号3番。

田1筆、2, 492平米の売買です。

総額○○○円です。

備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。

整理番号4番、6ページから7ページとなります。

田4筆、1, 702平米の売買です。

総額○○○円です。

備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。

整理番号5番。  
田2筆、1, 902平米の売買です。  
総額○○○円です。  
備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。  
次の8ページをご覧ください。

整理番号6番。  
田1筆、1, 366平米の売買です。  
総額○○円です。  
備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。

整理番号7番。  
畠1筆、884平米の贈与です。

整理番号8番。  
畠1筆、1, 059平米の売買です。  
総額○○○円です。  
次の9ページをご覧ください。

整理番号9番。  
田1筆、914平米の売買です。  
総額○○○円です。  
農地を新規で取得されますので、當農計画書が併せて提出されております。

整理番号10番。  
畠1筆、1, 963平米の贈与です。

整理番号11番。  
9ページから10ページとなります。

畠2筆、3, 567平米の売買です。  
総額○○○円です。

整理番号12番。  
田1筆、1, 331平米の贈与です。

	<p>整理番号13番。</p> <p>畠1筆、906平米の売買です。</p> <p>総額○○○円です。</p> <p>次の11ページをご覧ください。</p> <p>整理番号14番。</p> <p>11ページから14ページとなります。</p> <p>田13筆、6, 847平米の売買です。</p> <p>総額○○○○円です。</p> <p>農地を新規で取得されますので、営農計画書も併せて提出されております。</p> <p>続きまして、15ページ。</p> <p>権利の設定になります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田2筆、1, 492平米の賃貸借です。</p> <p>賃料は全部で○○○です。</p> <p>備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。</p> <p>以上、所有権移転14件、権利の設定1件、計15件です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第29号については各担当委員に現地確認等をしていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の報告の状況について、各委員から報告をいただきます。</p> <p>それでは、所有権移転、整理番号1番の農地の報告を前原委員に、申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を前原委員にお願いします。</p> <p>はい、前原委員。</p>
前原委員	<p>整理番号1番について説明します。</p> <p>農地の状況ですが、2筆あります。</p>

	<p>まず○○という小字から説明します。</p> <p>農地の場所は○○公民館から南へ約500メートルの畠の中にあります。</p> <p>基盤整備はされていませんが、農地の形状、日照、接道、用排水すべて問題ありませんでした。</p> <p>現在の作付状況は、何も作付されていませんでした。</p> <p>それから、次に小字「○○」についてですが、同じく○○公民館から西へ約300メートルのところにあります。</p> <p>農地の形状は良いのですが、日照がいまいちというところです。</p> <p>宅地、水路、耕地に囲まれています。</p> <p>接道、用排水は良好です。</p> <p>現在の作付状況は、里芋が植えつけてありました。</p> <p>特に問題はありませんでした。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号1番の申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。</p> <p>はい、永田委員。</p>
永田委員	<p>1番の受け人について報告します。</p> <p>営農状況は兼業です。</p> <p>飯野の方で○○○を経営されているということでした。</p> <p>受け人に名義を変更されるのは兄弟で、受け人の方が県外に出られた時に、弟の方に名義を移して転出されたそうです。</p> <p>今回帰って来られたので、また元に戻されるということでした。</p> <p>後継者の有無については、家族がいるとのことでした。</p> <p>取得後の利用は田んぼ。</p> <p>畦畔については、自分で草刈りをしているとのことでした。</p> <p>地域との調和は普通だと、近所の方が話されていました。</p> <p>以上報告します。</p>

議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。
永田委員	はい、永田委員。 整理番号2番について報告します。 場所はですね、○○自治会内にあります。 県道を○○に向かって○○に入りますが、その入口の一番手前のところです。 農地の形状については、田んぼが県道敷になり、その残りということで二等辺三角形をしています。 基盤整備はされています。 申請農地は、周辺は田んぼです。 日照も良いです。 接道もあり、良好です。 用排水も良好です。 作付は水稻、飼料をされていました。 続きまして、受け人について報告します。 受け人については、○○○自治会内にあります。 営農状況は専業で、稻作をされております。 渡し人との関係は無関係です。 後継者は、娘夫婦が最近近所の家が空いたので、そこに引っ越しして来られたので、この話が進んだ模様です。 取得後の利用状況は田んぼです。 この田んぼの隣が受け人の田んぼなので、畦を取り除き一枚にされるようなことを話されました。 農地の畦畔は良好です。 地域との調和も良いということでした。 以上報告します。
議長（会長）	次に、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を増田

	委員にお願いします。
増田委員	はい、増田委員。 申請人「受け人」、農地の両方について報告します。 整理番号3番について、申請地およびその周辺の状況について、申請地は水田ですが、周囲は山林に接しています。 受け人の営農状況ですが、稲作と林業の複合経営です。 地域との調和について、譲受人は専業農家で後継者もあり、所有農地の管理も行き届いていて問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、整理番号4番の農地および申請人「受け人」の報告も増田委員にお願いします
増田委員	はい、増田委員。 申請農地、受け人の両方について報告します。 整理番号4番について、申請地は宅地と水田に接しています。 受け人の営農状況ですが、水稻と会社員の兼業です。 地域との調和について、受け人は兼業ですが、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。
議長（会長）	次の整理番号5番の農地および申請人「受け人」の報告も増田委員にお願いします。
増田委員	はい、増田委員。 申請人「受け人」と農地の両方について報告します。 整理番号5番について、申請地は水田地帶です。 受け人の営農条件について、水稻の専業農家です。 地域との調和について、受け人は専業農家で所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、整理番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。
永田委員	はい、永田委員。 6番の農地と受け人について報告します。

	<p>農地は、〇〇〇〇〇自治会の公民館がある上り坂を上りきったところを右に折れて、すぐまた左に折れて、そこを行きますと急な下り坂があります。</p> <p>そこを下りますと、「〇〇」という字のところの迫田に出ます。この迫田は〇〇〇の方まで続いています。</p> <p>ここから 300 メートルぐらい進んだところに農地があります。形状は、正方形で湿田です。</p> <p>周辺は、左右両脇が山林です。</p> <p>日照は良いです。</p> <p>接道は、ここは 50 年前に区画整理をされたということで、用水路と道路が一緒ですと続いています。</p> <p>用水はなく、天水田です。</p> <p>作付は水稻です。</p> <p>以上です。</p> <p>それから、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇〇〇自治会に住んでいます。</p> <p>営農状況は専業で、肉用牛をされています。</p> <p>牛が〇〇〇頭、田んぼが 11 ヘクタールとのことでした。</p> <p>譲渡人との関係は無関係です。</p> <p>後継者の有無については、娘さんがまだ幼く未定です。</p> <p>取得後の利用は、田んぼと飼料だそうです。</p> <p>所得農地の畦畔については普通です。</p> <p>地域との調和についても普通ということでした。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号 7 番の農地および申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。</p> <p>はい、園田委員。</p>
園田委員	それでは、整理番号 7 番のまず農地について報告をします。

農地は、〇〇〇〇〇から南の方に出ますと、昔〇〇〇があった直線の道路がありますが、その延長上の山の下の方といいますか、渡し人のすぐ家の近くにあります。

以前から受け人の酪農家の方が、もう何年か借りて作付をされていたということです。

農地は〇〇自治会内にあって、その農地の形状は8畝ということですが、付近の小規模の農家のものを1町歩ぐらいの面積にまとめて作付をされています。

周りは畠。

それから、少し東に行きますと、宅地が道路沿いにあります。日照、接道、用排水は良好と判断しました。

今までも何十年来、飼料作を作つて借り受けているということでした。

今回は贈与という形で、もうあなたに作つてほしいから譲るというような話になったようです。

農地については以上ですが、受け人は酪農専業です。

〇〇自治会で、〇〇〇の左手の方に畜舎と住宅があります。

受け人は専業です。

成牛が〇〇頭、育成が〇〇頭。

1頭当たりの年間泌乳量（搾乳量）が〇〇〇キロということで、成績の良い酪農家だろうと思います。

地主との関係は、他人と聞いています。

後継者はいます。

それから、今後の利用状況については畠として飼料作を作付していくとのことです。

トウモロコシを2回転させながら、牛の餌として計上されていますが、何とか年間の粗飼料については確保できているということでした。

	<p>所有農地の畦畔の状況は、地域に繁殖和牛農家、それから酪農家など4軒の大型の農家がありますが、年齢的にも上下良好な中でやり取りをしながら経営をされてようです。</p> <p>今回の案件については、何ら問題はないと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を前原委員にお願いします。</p> <p>はい、前原委員。</p>
前原委員	<p>それでは、8番について説明します。</p> <p>まず農地ですが、農地の所在地は〇〇公民館の南西約500メートルのところにあります。</p> <p>渡し人と受け人の宅地の間に存在する畠です。</p> <p>基盤整備はされておらず、農地の形状は良いとはいえません。</p> <p>周囲の状況は、宅地と南側に水路がありますが、決して悪くはない条件でした。</p> <p>日照、接道、用排水も良好です。</p> <p>現在の作付状況ですが、飼料作物のソルゴーで、家庭菜園用の野菜などが作付されていました。</p> <p>次に、受け人について、稻作、繁殖牛、それから会社員との兼業農家です。</p> <p>渡しとの関係は隣人で、隣り合せに住んでいます。</p> <p>後継者はいませんが、取得後の利用は畠、飼料作物を作付することでした。</p> <p>農地の畦畔の管理も良好、それから地域と調和も良好です。</p> <p>特に問題はありませんでした。</p> <p>終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号9番の農地および申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p>

	はい、山口委員。 まず、農地について報告します。 ○○集落から入ります。 ○○踏切を南の方に進んで行きます。 ここは、○○耕地維持管理組合内です。 南に進んで行きますと、幹線道路の○○○○があるところに出ます。 その幹線道路はダンプカーも通れるような立派な道路が通っています。 東西に走っています。 そこを東に1区画、2区画進みますと、その2区画のところに、南北に農道が走っています。 田んぼは、1町1反歩あります。 そして、あと1枚買いますと、基盤整備をする時点で底盤が同じ高さになっていまして、ここまで1反歩買いますと1町2反歩の区画になりますが、今度買われるので1町1反歩になります。 幹線道路が付いていますので、日照、排水、接道問題はありません。 次に、受け人について報告します。 受け人は、○○○○○○○○に勤務されておりまして、私は9時に行きました、2階の会議室で本人と直接話を聞きました。 退職後は米作りに専念してみたいとこういうことです。 受け人としては問題ないと思います。 以上です。
議長（会長）	次に、整理番号10番の農地および申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。
永田委員	はい、永田委員。 整理番号10番の農地等件について報告します。

	<p>農地は、〇〇自治会にあり、〇〇〇〇から〇〇側に行きますと、50メートルぐらい行ったところを左に曲がって行きますと上り坂が出てきます。</p> <p>それを上がって行きますと、〇〇〇〇〇の作業場があります。</p> <p>その手前に鉄塔が立っています。</p> <p>ちょうどその下にある畑です。</p> <p>形状は正方形です。</p> <p>周辺一帯は、北が畑で、あとは高畦で雑草が生えていました。</p> <p>日照は良いです。</p> <p>接道はあります。</p> <p>用排水については、自然排水です。</p> <p>作付は、たぶん野菜ということでした。</p> <p>農地については以上です。</p> <p>受け人について、受け人は〇〇自治会に住んでいます。</p> <p>當農状況は兼業です。</p> <p>渡し人との関係は親戚です。</p> <p>近くにいらっしゃいましたので、そこに話を伺いに行きましたところ、主人の遺言で譲渡したということでした。</p> <p>後継者はいらっしゃいます。</p> <p>取得後の利用状況は畑で、野菜を作ることでした。</p> <p>畦畔については、周囲が先ほど言いました高畦で雑草が生えてるような状態でした。</p> <p>地域との調和については、普通ということです。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号11番の農地の報告を山下委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を山下委員にお願いします。</p> <p>はい、山下委員。</p>

山下委員	<p>整理番号11番の農地について報告します。</p> <p>農地は、〇〇〇〇〇自治会内にあります、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇から北に300メートルぐらいのところにあります。</p> <p>通称自衛隊道路、これに面した農地です。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状は台形で、やや良いと思われます。</p> <p>申請地の周辺は、北側が道路、南側が畠、西側が自衛隊道路です。</p> <p>東側が市道です。</p> <p>そして、日照、接道は良好です。</p> <p>用排水も良好です。</p> <p>現在は、トウモロコシが作付してありました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号11番の申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>はい、山口委員。</p>
山口委員	<p>受け人の状況について報告します。</p> <p>この件は、昨年たぶん私が取り扱った方ですが、取得した畠には、いま山下委員が言われた畠ですが、菜種を植えておられます</p> <p>が、湧水町の製油店と契約されているようです。</p> <p>後継者の娘さんですが、私は今度お会いしてびっくりしたんですが、ジーパンを着ておられ、今後も農地を増やしていくかとがんばっておられる方です。</p> <p>お父さんとも話しましたが、厳しい農業の中ですが、いまから始めていくということですので問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号12番の農地および申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。</p>

	はい、山下委員。
山下委員	<p>12番について報告します。</p> <p>まず、農地から報告します。</p> <p>農地は、〇〇〇〇〇自治会にあります、〇〇〇〇〇公民館に接しています。</p> <p>農地は、基盤整備はされていますが、形は少し悪いです。</p> <p>周辺は南側が市道で、北側が農道、南側は公民館に接しています。</p> <p>東側が市道です。</p> <p>日照は良いです。</p> <p>接道は良いです。</p> <p>用排水は良好です。</p> <p>現在は、水稻を刈った後でした。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇〇〇自治会で、現在〇〇〇〇と農業をされています。</p> <p>渡し人との関係は、近所の他人です。</p> <p>後継者については、〇〇歳の息子がいるということで、将来この方が跡を継ぐかは不明です。</p> <p>所有農地の畔は良好です。</p> <p>地域との関係も良好です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号13番の農地および申請人「受け人」の報告を、宮田委員に代わって事務局にお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>整理番号13番の農地について、宮田委員の調査報告を代読します。</p> <p>申請農地は〇〇〇自治会内にあります。</p>



	<p>す。</p> <p>南側と西側と北側は宅地、東側には防風林がありますが、日照、接道、用排水は問題ありません。</p> <p>申請農地は、今は何も耕作されておらず、雑草が生えていました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号14番の申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>はい、中津委員。</p>
中津ゆみ子委員	<p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内に住んでいます。</p> <p>當農状況は兼業で、渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者はいて、取得後の利用状況は水田だそうです。</p> <p>経験はないのですが、近所の人たちに聞きながらやっていくとのことです。</p> <p>所有農地の畦の管理も、地域との調和についても問題ないと判断しました。</p>
議長（会長）	<p>次に、権利の設定、整理番号1番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p>
増田委員	<p>申請人「受け人」と農地の両方について報告します。</p> <p>整理番号1番について、申請地は水田地帶です。</p> <p>受け人の當農状況について、受け人は専業で、後継者もおり問題ないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	事務局の判断根拠を説明します。

	<p>今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがいまして、計15件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>判断根拠の説明が終わりました。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第29号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>案件が多いですが、質疑はないですか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第29号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>次に、議案第30号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第30号、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について説明します。</p> <p>16ページをご覧ください。</p>

今月の計画件数は 59 件です。

申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、外は省略します。

それでは、資料の 17 ページをご覧ください。

整理番号 1 番。

畠 1 筆、2, 546 平米の使用貸借です。

整理番号 2 番。

田 2 筆、3, 574 平米の賃貸借です。

整理番号 3 番。

田 2 筆、4, 472 平米の賃貸借です。

整理番号 4 番。

田 1 筆、2, 625 平米の賃貸借です。

整理番号 5 番。

田 1 筆、605 平米の賃貸借です。

整理番号 6 番。

田 5 筆、3, 717 平米の賃貸借です。

整理番号 7 番。

田 2 筆、993 平米の賃貸借です。

整理番号 8 番。

田 5 筆、4, 698 平米の賃貸借です。

18 ページをご覧ください。

整理番号 9 番。

田 5 筆、4, 345 平米の賃貸借です。

整理番号 10 番。

田 9 筆、4, 804 平米の使用貸借です。

整理番号 11 番。

田 2 筆、1, 026 平米の使用貸借です。

整理番号 12 番。

田3筆、1, 253平米の賃貸借です。  
19ページをご覧ください。  
整理番号13番。  
田11筆、8, 122平米の賃貸借です。  
整理番号14番。  
田2筆、1, 664平米の賃貸借です。  
整理番号15番。  
田2筆、1, 849平米の使用貸借です。  
整理番号16番。  
田8筆、5, 388平米の使用貸借です。  
20ページをご覧ください。  
整理番号17番。  
田1筆、1, 019平米の賃貸借です。  
整理番号18番。  
田9筆、6, 464平米の賃貸借です。  
整理番号19番。  
田8筆、5, 478平米の賃貸借です。  
整理番号20番。  
田3筆、1, 878平米の使用貸借です。  
整理番号21番。  
田1筆、485平米の賃貸借です。  
21ページをご覧ください。  
整理番号22番。  
田3筆、2, 883平米の賃貸借です。  
整理番号23番。  
田1筆、435平米の使用貸借です。  
整理番号24番。  
田5筆、3, 972平米の賃貸借です。

整理番号25番。  
田2津、1, 816平米の使用貸借です。  
整理番号26番。  
田6筆、4, 049平米の使用貸借です。  
整理番号27番。  
田3筆、1, 551平米の使用貸借です。  
22ページをご覧ください。  
整理番号28番。  
田1筆、989平米の賃貸借です。  
整理番号29番。  
田11筆、5, 365平米の賃貸借です。  
整理番号30番。  
田7筆、3, 839平米の賃貸借です。  
整理番号31番。  
田2筆、1, 001平米の使用貸借です。  
23ページをご覧ください。  
整理番号32番。  
田5筆、2, 283平米の賃貸借です。  
整理番号33番。  
田16筆、13, 003平米の使用貸借です。  
整理番号34番。  
田4筆、2, 423平米の賃貸借です。  
24ページをご覧ください。  
整理番号35番。  
田1筆、987平米の使用貸借です。  
整理番号36番。  
田1筆、994平米の賃貸借です。  
整理番号37番。

田5筆、2, 443平米の賃貸借です。  
整理番号38番。

田2筆、1, 579平米の賃貸借です。  
整理番号39番。

田1筆、943平米の賃貸借です。  
整理番号40番。

田9筆、7, 562平米の使用貸借です。  
整理番号41番。

田2筆、1, 318平米の使用貸借です。  
25ページをご覧ください。

整理番号42番。

田2筆、1, 639平米の賃貸借です。  
整理番号43番。

田7筆、6, 091平米の賃貸借です。  
整理番号44番。

田5筆、4, 853平米の賃貸借です。  
整理番号45番。

田4筆、3, 385平米の賃貸借です。  
整理番号46番。

田4筆、3, 626平米の賃貸借です。  
26ページをご覧ください。

整理番号47番。

田2筆、1, 168平米の賃貸借です。  
整理番号48番。

畠3筆、田3筆、計6筆、12, 053平米の賃貸借です。  
整理番号49番。

畠3筆、2, 981平米の賃貸借です。  
整理番号50番。

	<p>田4筆、2, 965平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号51番。</p> <p>田3筆、2, 784平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号52番。</p> <p>田2筆、1, 440平米の賃貸借です。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>整理番号53番。</p> <p>畠1筆、1, 691平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号54番。</p> <p>畠2筆、2, 073平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号55番。</p> <p>畠3筆、3, 541平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号56番。</p> <p>田1筆、1, 261平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号57番。</p> <p>田2筆、1, 445平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号58番。</p> <p>田4筆、2, 316平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号59番。</p> <p>畠2筆、2, 169平米の賃貸借です。</p> <p>以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号12番、21番および36番の受け手は、○○委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号12番、21番および36番は農業委員会等に</p>

	関する法律第31条に基づき、○○委員の退席を求めて審議します。 ○○委員の退席をお願いします。 (○○委員 退席)
議長（会長）	それでは、整理番号12番、21番および36番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第30号、整理番号12番、21番および36番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第30号、整理番号12番、21番および36番はお諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 (○○委員 着席)
議長（会長）	次に、整理番号12番、21番および36番を除く議案第30号の審議に入れます。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 ここで10分間の休憩とします。 10時20分まで休憩とします。

	(休憩 10時10分から10時20分まで)
議長（会長）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>事務局の方で一部訂正があるようですので、説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案の中身について一部訂正をお願いします。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>議事26ページ48番の作物種別がすべて「水稻」になっているのですが、ここを「飼料作物」に変更をお願いします。</p> <p>この6筆分すべて変更をお願いします。</p> <p>申し訳ありません。</p> <p>26ページの48番の右列から3番目の作物種別というところの「水稻」を、6筆分すべて「飼料作物」に変更をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、次に、整理番号12番、21番および36番を除く議案第30号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>はい、山下委員。</p>
山下委員	<p>25ページの整理番号45番ですが、備考欄の借地料が総額○○円となってます。</p> <p>他のところを見ると10アール当たり○○円になっていますが、ここは3,385平米で○○円。</p> <p>当人の話し合いによるものと思いますが、説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
議長（会長）	今のご質問に対して回答します。
事務局	この件は、以前も契約がありまして、今回が10年契約の更新になるのですが、以前もこの内容で契約されており、今回も所有

	者、耕作者とともに特段の変更の手続きに対する申し出がなかったため、同じ契約を結んだものです。
議長（会長）	他にありませんか。
森永委員	はい、森永委員。 今回の案件の中で6番から47番頃まで、農地の所在のほとんどが○○となってます。 基盤整備関係だと思いますが、こういう契約をした場合に、何かしら補助金があるというような話を聞いたのですが、詳しく教えてください。
	はい、事務局。
議長（会長）	委員おっしゃるとおりで、6番から47番まで、○○○地区が基盤整備に採択されまして、その区域が地域集積協力金をもらう関係で10年前に契約を結んでおりまして、今回更新時期になるため、このように○○○地区の契約が多くなっております。
事務局	
議長（会長）	森永委員、よろしいですか。
森永委員	今回は、協力金はもらえるのですか。
事務局	最初の10年の契約時に交付されています。 10年前に結びました。 実際には、この基盤整備が終わるまでは契約を結んでいただかないといけないので、契約終了後更新をかける形になりまして、現在の地域集積協力金については、この中間管理機構、農地バンクを通しての活用率が60パーセントから80パーセントに対しての場合と、80パーセント超えの場合がありまして、60パーセントから80パーセントの場合は10アール当たり2万8000円の協力金がありまして、80パーセント超えになりますと10アール当たり3万4000円の協力金になります。 ただ、より詳しくなりますと、交付するための対象によってどういうことをしないといけないというようなことがありますので、

	より詳しく聞きたい場合は、また農業委員会の私まで訪ねていただければ対面で説明しますのでよろしくお願ひします。
事務局長	この協力金は、個人に出るのではなくて、その団体というか地域に出ますので、基盤整備の負担が減ってくるというような効果もあるのですね、今こういった農地バンクを通す、いわゆる機構を通した契約をされています。 畠かんの事業も同じような形で進められています。
事務局	ただもう一つ追加なんですが、この協力金がもしかすると今年までの可能性がありますので、来年度以降、もしある場合はまたお伝えします。
議長（会長）	よろしいですか。
森永委員	はい。
議長（会長）	ほかは大丈夫ですか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号12番、21番および36番を除く議案第30号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第30号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。 次に、議案第31号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
	はい、事務局どうぞ。
事務局	それでは、議案第31号、農用地利用集積等促進計画（所有権移

転)について説明します。

28ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。

本案件の申請件数は4件です。

説明に入る前に、先ほど資料の差し替えさせていただきました修正について、改めて説明と確認をさせていただきます。

30ページをご覧ください。

整理番号3番の案件です。

出し手情報にあります単価、対価について、反対に書いていたため、差し替えをさせていただきました。

単価については、正しくは○○○○○○○○。

失礼しました。

○○○○と記載しておりましたが、正しくは○○○○○○○○。

対価については、○○○○○○○○と記載しておりましたが、○○○円となります。

その差し替えさせていただきました。

申し訳ありませんでした。

それでは、申請内容について概略を説明させていただきます。

それでは、29ページをご覧ください。

整理番号1番。

事業区分は、一般事業の即売りです。

申請対象農地は、田3筆、3,776平米で、○○の田1筆については農振農用地で、外2筆については農振外の農地となります。

対価は、総額○○○○○○○○円です。

受け手は、稻作主体の経営です。

農地購入後の利用としては、水田を予定されております。

担い手区分をご覧ください。

売買事業を活用できるかどうかの要件の欄になります。

申請対象農地3筆のうち、〇〇の2筆については地域計画外の農地となりますので、担い手区分は地域計画外としております。

地域計画外の農地ではありますが、受け人が基準面積要件を満たしているため売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分の欄をご覧ください。

支援事業の要件についてですが、受け手は認定農業者ではないため、支援事業の要件を満たさず一般事業と判断しています。

続きまして、整理番号2番。

事業区分は、一般事業の即売りです。

申請対象農地は、田6筆、6,024平米で農振農用地です。

対価は、総額〇〇〇円です。

受け手は、認定農業者の農地所有適格法人で、肥育牛の経営を行っています。

農地購入後の利用としては、水田を予定されています。

担い手区分をご覧ください。

申請対象農地は、〇〇〇〇、〇〇の1筆については、〇〇〇〇〇の地域計画内の農地ですが、外5筆は地域計画外の農地となりますので、担い手区分は地域計画外としています。

地域計画外の農地ではありますが、受け人が基準面積要件を満たしているため、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。

事業区分をご覧ください。

申請対象農地すべてが地域計画内の農地ではないため、支援事業の要件を満たさず、一般事業と判断しています。

続きまして、30ページをご覧ください。

整理番号3番、事業区分は支援事業の即売りです。

	<p>申請対象農地は、畑1筆、2, 151平米で農振農用地です。対価は総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、畠かんエリア内の農地で現在工事中です。</p> <p>従前地での売買となります。</p> <p>受け手は、認定農業者の農地所有適格法人です。</p> <p>タケノコ、ホウレンソウなどの複合経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としては、畑作を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇〇畠かんの地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の担い手として位置づけられておりますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が地域計画内にあり、農振農用地であることのすべての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>続きまして、整理番号4番。</p> <p>事業区分は、支援事業の即売りです。</p> <p>申請対象農地は、田2筆、畑1筆、2, 530平米で農振農用地です。</p> <p>対価は総額〇〇〇円です。</p> <p>受け手は、認定農業者で水稻、飼料作物主体の複合経営です。</p> <p>農地購入後の利用としては、水田と畑作を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請対象農地は、〇〇〇〇〇の地域計画内の農地であり、受け人は地域計画内の担い手として位置付けられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であること、その他の要件もすべて満たして</p>
--	--

	いますので、支援事業と判断しています。 以上本計画において、所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に當時従事することなど何ら問題ないと考えます。
議長（会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 これより議案第31号の審議に入ります。 まず、整理番号3番の受け手は、〇〇委員が務める〇〇です。 よって、整理番号の3番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 (〇〇委員 退席)
議長（会長）	それでは、整理番号3番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第31号、整理番号3番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第31号、整理番号3番はお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 (〇〇委員 着席)
議長（会長）	次に、整理番号3番を除く議案第31号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。

	(質疑なし)
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号3番を除く議案第31号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第31号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農地利用集積等促進計画の策定を要請します。</p> <p>次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」および議案第34号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
	はい、事務局。
事務局	<p>議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>31ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は1件でございます。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略させていただきます。</p> <p>32ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田3筆、224平米を通路、倉庫敷地として申請するものです。</p> <p>本案件は、既に一部通路および倉庫敷地の転用が行われているため、申請人からの始末書の提出がございます。</p> <p>立地基準については、農地区分が第三種農地、都市計画区域は区</p>

域内第一種住居地域、農振区分は区域外となります。

事業費については、

通路造成は自己労力で行い、資材費として〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

備考欄に記載してございますが、〇〇〇〇〇〇について登記地積439平米のうち43平米が事業計画地となっており、一部転用となります。

また、隣接地である登記地目宅地を含んだ1515.87平米が事業面積となります。

敷地内の雨水は、地下浸透および西側水路にて処理されます。

33ページをお開きください。

議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今月の許可申請件数は1件でございます。

申請人等の住所、氏名については省略させていただきます。

34ページをお開きください。

整理番号1番。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、50平米を住宅用駐車場敷地として追認申請するものです。

譲渡人からの始末書の提出がございます。

権利関係は贈与です。

立地基準については、農地区分が第三種農地、都市計画区域は区域内近隣商業地域、農振区分は区域外となります。

備考欄に記載してございますが、事業面積は登記地目宅地を含んだ278.98平米となります。

敷地内の雨水は、西側道路側溝にて処理されます。

35ページをお開きください。

議案第34号、非農地証明願いについて説明します。

	<p>今月の証明願い件数は3件です。</p> <p>申請人の住所、氏名については省略します。</p> <p>36ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、1, 009平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第一種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は原野です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇、畠1筆、1, 404平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、1, 465平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第二種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は原野です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第32号から34号については、去る10月30日に第1小委員会で審議がされています。</p>
議長（会長）	



続きまして、議案第33号、農地法第5条の許可申請、整理番号1番について説明します。

譲受人は、申請地に隣接する住宅を叔母から譲り受け、申請地については駐車場として利用しています。

譲受人のための手続きの際、本申請地が未許可であることが判明したため申請されるものです。

場所は、〇〇〇地区で、〇〇〇〇〇〇〇から北西に約250メートルのところの県道沿いに位置します。

申請地の周囲の状況は住宅地で、隣接地には農地はありませんでした。

現地は、駐車場として現在砂利が敷き詰められていて、周囲は住宅で農地はないため、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第34号、非農地証明願いについて説明します。

整理番号1番。

願出地は、大字〇〇〇字〇〇で、〇〇〇〇地区の〇〇〇〇〇の西側に約150メートルのところで〇〇〇〇〇〇沿いに位置します。

願出地の周囲の状況は、東側および南側は道路、西側は山林、北側は雑種地と山林で、周囲に農地はありませんでした。

農地の形状は不整形で、現在雑草などが繁茂していました。

長期にわたり耕作されていない状況です。

続きまして、整理番号2番。

願出地は、大字〇〇〇〇大字〇〇〇で、〇〇地区の〇〇〇〇から北西に約300メートルのところの〇〇〇〇へ行く市道沿いの山林の中に位置します。

願出地の周囲の状況は、東側および西側は農地、南側および北側は山林に接しています。

	<p>10年以上経過した杉が植林されていました。</p> <p>現在は、申請地周辺は山林に囲まれていました。</p> <p>続きまして、整理番号3番。</p> <p>願出地は、大字〇〇字丸〇〇で、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇の南側に接しています。</p> <p>願出地の周囲の状況は、東側は道路、西側および南側は農地、北側は山林および宅地に接しています。</p> <p>申請地は、現在古参竹が繁茂し、長期にわたり耕作されていない状況でした。</p> <p>以上第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件、非農地証明願い3件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当および非農地としてやむを得ないと判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願いして、第1小委員会の報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第4条および第5条の規定による転用許可申請において、一般基準については申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準についても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手續要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よって、今月の議案第32号から第34号の計5件については、転用許可基準および非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>

議長（会長）	第1小委員会委員長報告および判断根拠の説明が終わりました。 これより議案第32号から34号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第32号、議案第33号および議案第34号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長（会長）	はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第32号、議案第33号および議案第34号は原案のとおり決定します。 なお、議案第32号と議案第33号については、許可相当として県知事に意見書を提出します。 以上で本日の議案審議は終了しました。

午前10時55分